

65歳以上の方 (第1号被保険者)

保険料の決め方

決め方

保険料は宇都宮市の介護サービスの利用見込みなどから算出した「基準額」をもとに所得段階別に決められます。保険料は介護保険事業計画の見直しにより、3年ごとに設定します。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{宇都宮市に必要な介護給付費の総額} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)} \div \text{宇都宮市の65歳以上の方の人数}$$

保険料の額は、所得に応じて、次のような13段階に分けられます。

区分	対象	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている方 ●市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金 ^{(*)1} 受給者 ●市民税非課税世帯かつ本人の公的年金等収入額及び合計所得金額 ^{(*)2} の合計額が80万9千円 ^{(*)4} 以下の方	基準額×0.285 ^{(*)3}	19,600円
第2段階	●本人の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万9千円 ^{(*)4} を超え120万円以下の方 ●上記以外の方	基準額×0.485 ^{(*)3}	33,300円
第3段階			
第4段階	●本人の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万9千円 ^{(*)4} 以下の方 ●上記以外の方	基準額×0.9	61,900円
第5段階			
第6段階	●本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	82,500円
第7段階	●本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	89,400円
第8段階	●本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	103,200円
第9段階	●本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	116,900円
第10段階	●本人の合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	基準額×1.9	130,700円
第11段階	●本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.1	144,400円
第12段階	●本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.3	158,200円
第13段階	●本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.4	165,100円

保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。なお、所得が不明の間は世帯状況により第1段階または第4段階が適用されます。

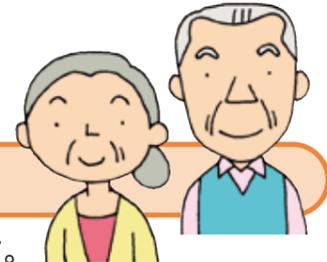
(*)1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

(*)2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、所得段階区分の判定では長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除、本人が市民税非課税の場合には、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。

(*)3 第1～3段階は、保険料の一部を公費により軽減しています。

(*)4 令和7年度から、第1段階、第2段階、第4段階の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額の基準が80万円から80万9千円に変わりました。

の保険料



保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。納め方は受給している年金の額によって次の2通りにわかれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

特別徴収(年金天引き)ではない方 普通徴収

宇都宮市が送付する納付書や口座振替等により、介護保険料を個別に納めます。

- 年金が年額18万円未満の方
 - 65歳になった方
 - 転入してきた方
- 年金天引きが始まるまで → **納付書** や **口座振替** で各自納めます

- 納期は8回(7月～翌年2月までの毎月)あります。
- 年間保険料を納期の回数に分けて納めます。(納期ごとの金額は月額保険料とは異なります)
- 市役所、取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ等で納めます。

口座振替

外出できない方やお支払いがご面倒な方は口座振替が便利です。

- ▶ 申込方法
- ①金融機関の窓口
 - ②高齢福祉課への郵送
 - ③インターネット申込
 - ④ペイジー口座振替

▶ 振替方法 納期限ごとの引き落とし

※申込方法の詳細については高齢福祉課へお問い合わせください。

スマートフォンアプリ

スマートフォン決済アプリを利用して24時間いつでもどこでも簡単に納付できます。

▶ 支払い方法 納付書にあるコンビニ収納用のバーコードをスマートフォンで読み取って決済します。

※納期限内のみお取り扱い可能です。

年金が年額18万円以上の方

特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

- 保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。4月・6月・8月は、仮に算定された保険料を納め、(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から介護保険料が天引きになります。

本年度

4月 6月 8月 → 10月 12月 2月

仮徴収

本徴収

▼こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者) の保険料

保険料の決め方と納め方

◆国民健康保険に加入している方

決め方

保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、所得額および世帯の状況などによって決められます。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。



◆健康保険組合(職場の医療保険)などに加入している方

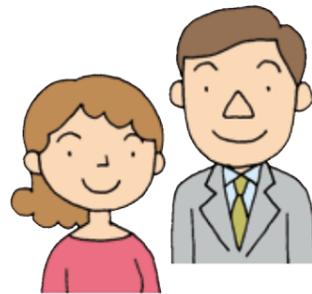
決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

納め方

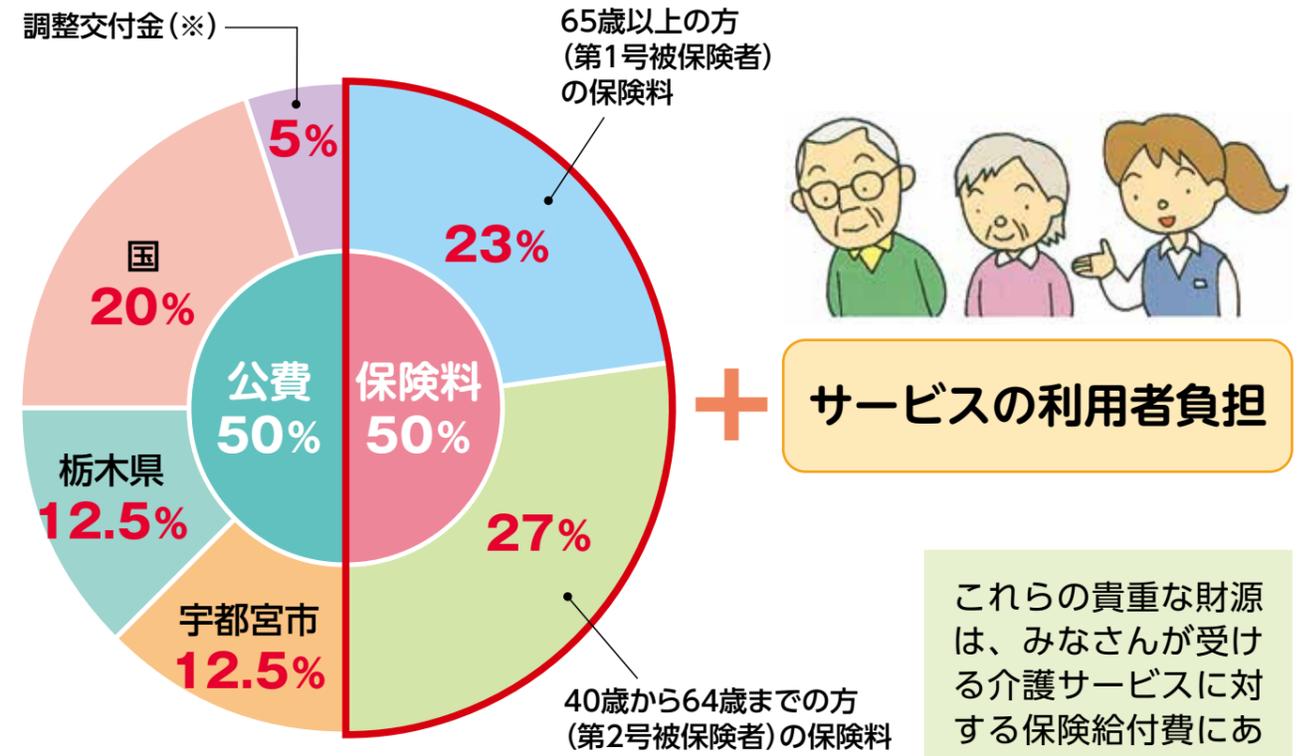
医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。



介護保険の財源

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市町村の負担金、利用者負担を財源に運営されます。



これらの貴重な財源は、みなさんが受ける介護サービスに対する保険給付費にあてられます。

※調整交付金は、人口構成による市町村間の格差是正を目的とした国の交付金であり、75歳以上の高齢者の割合などに応じて算定されます。

保険料を納めないでいると給付制限の対象となります



保険料を納めないでいると延滞金がかかるだけでなく、保険料を納めている人との公平を図るために、介護サービスを利用するときに法令に基づいて次のような措置がとられます。

納期限から1年納めないでいると

通常は費用の一部を自己負担するところ、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が払い戻されます(償還払い)。

納期限から1年6か月以上納めないでいると

償還払いになった保険給付分の払い戻しが一時差し止められます。なお、滞納が続く場合には、保険給付から滞納保険料が差し引かれる場合があります。

納期限から2年以上納めないでいると

納めないまま2年が経過すると、時効により納めることができなくなります。時効により納められなくなった保険料があると、その期間に応じて、一定期間、保険給付の自己負担割合が引き上げられます。

また、この期間は高額介護(予防)サービス費等の支給も受けられなくなります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や徴収猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに高齢福祉課までご相談ください。

